

5農政第277号
令和5年(2023年)10月19日

公益社団法人 長野県宅地建物取引業協会長 様

長野県農政部長

新規就農者等が農地を取得する際に農業委員会への相談を促すための
チラシについて(依頼)

このことについて、新規就農者等が農地を取得する際に、あらかじめ農業委員会への
相談を促すため、別添のとおりチラシを作成しました。

農地法に基づく農地の取得は、令和5年4月1日の改正法の施行により下限面積要
件が廃止されたところですが、農業経験のない様々な形態の方から許可申請が提出され、
拙速な農地の所有権移転が行われることにより、耕作に対する認識不足などから農地取
得者が途中で耕作を諦めてしまい、農地が荒廃地化するおそれが懸念されています。

つきましては、貴会の会員である宅建業者に別添通知を配布いただき、宅地建物とあ
わせて農地の取得を検討されている方の相談の際に、本チラシを御活用いただきますよ
う御配慮をお願いします。

なお、チラシのPDFデータをEメールにて送信しますので、適宜コピーして御使用
ください。

(問合せ先)

担 当 長野県農政部農業政策課
農業団体・共済係
北澤、安藤

電 話 026-235-7215(直通)

ファクシミリ 026-235-7393

電子メール n-dantai@pref.nagano.lg.jp